

小児科医が「過労死」

残業月に100時間超

遺族、労災申請
医師では道内初

富良野市内の民間病院に勤務していた小児科の男性医師（当時37歳）が二〇〇三年十月に突然死したのは、直前まで勤務していた道北の公立病院で月百時間を超す時間外労働が続いた結果の「過労死」だと、男性医師の家族らが労災申請することになり、四日、旭川労働基準監督署に申請書類を郵送した。厚生労働省道庁労働局によると、道内で医師の過労死をめぐる労災申請は初めて。

家族によると、男性医師は〇三年十月六日早朝、自宅の寢室で意識不明となり、勤務先の富良野市内の病院で間もなく死亡した。医師はその五日前に着任したばかりだった。

前任の公立病院（二百七十床）の小児科医は三人。死亡した男性医師が最年少で、三十床あった前八時四十五分から午後

五時十五分までの通常勤務に加え、病棟回診や書類作成も担当。帰宅は連日深夜に及び、当直も月三回あった。さらに毎月二十一日、五日間は、二十四時間態勢で救急外来からの呼び出しに備える「オンコール」当番に就いていた。公立病院の当時の上司によると、小児科は他の診療科からの応援要請が多く、当番中は一晩に数回呼び出され、そのまま翌日の勤務を続けることもあったという。厚生労働省は、業務と疾患の因果関係を認める基準に、発症前二〜六カ月間、月八十時間を超える時間外労働が認められる場合」を挙げているが、この男性医師の休日は月二、三日しかなく、勤務ダイヤ表などによると、時間外労働は死亡前の一年間で少なくとも月百時間を超えていた。

医師の長時間労働は医療ミスを誘発しかねないとの指摘が広がり、過労死申請は、一九九八年に関西医大の研修医が急死した事件を契機に、東京や千葉、沖縄など全国各地で起きている。ただ、医師の人事権を大学医学部の医局が握ってきたことなど医療界は閉鎖性が強く、過労問題は表面化しにくい事情があった。北海道過労死問題研究会の代表世話人で、今回の申請手続きにあたった高崎暢弁護士（札幌）は「人の健康と命を守るはずの医療界にも過労死ははびこっている。問題の深刻さをあらためて認識させられた」と話している。

医師の長時間労働は医療ミスを誘発しかねないとの指摘が広がり、過労死申請は、一九九八年に関西医大の研修医が急死した事件を契機に、東京や千葉、沖縄など全国各地で起きている。ただ、医師の人事権を大学医学部の医局が握ってきたことなど医療界は閉鎖性が強く、過労問題は表面化しにくい事情があった。北海道過労死問題研究会の代表世話人で、今回の申請手続きにあたった高崎暢弁護士（札幌）は「人の健康と命を守るはずの医療界にも過労死ははびこっている。問題の深刻さをあらためて認識させられた」と話している。

厚生労働省は、業務と疾患の因果関係を認める基準に、発症前二〜六カ月間、月八十時間を超える時間外労働が認められる場合」を挙げているが、この男性医師の休日は月二、三日しかなく、勤務ダイヤ表などによると、時間外労働は死亡前の一年間で少なくとも月百時間を超えていた。